

風しん

風しんの抗体検査と予防接種助成

●申し込み・問い合わせ ①菊池保健所 保健予防課 ☎0968(25)4138
 ②役場健康保険課 健康推進係(子育て・健診センター) ☎096(294)1075

- ①【風しん抗体検査(県)】
 平成25年に大流行した風しん。妊婦が、妊娠期間の前半(20週頃まで)に風しんに感染すると、赤ちゃんが生まれたときに目や耳、心臓などに障害がある可能性があります(先天性風しん症候群)。そのため、妊娠・出産を考えている女性は特に、事前に風しんを予防することが大切です。
- 対象者
 対象A・妊娠を希望する女性とその配偶者などの同居者。
 対象B・風しんの抗体価が低い(HI抗体検査で16倍以下)妊婦の配偶者などの同居者。
 ※風しん抗体検査を受けたことがある人、風しんの予防接種歴がある人、風しんにかかったことがある人は対象外。
- 実施期限
 平成30年3月31日(土)
- ②【予防接種費用助成(町)】
 風しん抗体検査の結果、予防接種が必要と判断された人に対して、町では予防接種助成を行います。
- 助成対象の予防接種
 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに接種した風しんワクチンまたは麻しん風しん(MR)混合ワクチン
- 助成・申請期限
 平成30年3月31日(土)
 但し、土・日・祝休日を除く
 ※接種日が申請期限に近い場合は、ご相談ください。
- 申請に必要なもの
 ①風しん予防接種費用助成申請書兼請求書(子育て・健診センター窓口)に設置、町ホームページからダウンロードもできます)
 ②予防接種を実施した医療機関などが発行した領収書
 ③通帳、印鑑
 ④その他(対象により異なる)
 ・熊本県風しん抗体検査の結果通知書の写し(詳しくは県ホームページなどをご覧ください)
 ・過去の風しん抗体検査の結果が記載されている書類
- 注意事項
 ・この接種は任意接種で、接種を強制するものではありません。副反応や健康被害救済制度を確認され、ご自身で判断してください。
 ・妊婦への接種はできません。
 ・女性の場合、接種後2カ月は妊娠を避けてください。

職業訓練

障害のある人を対象にした職業訓練

●申し込み・問い合わせ ①、②ハローワーク菊池 ☎0968(24)8609
 ③熊本県立高等技術専門学校 ☎096(378)0121

- ①【パソコン基礎科】
 ●対象者 身体(上肢・内部)、精神、難病、高次脳機能障害。
 ●定員 8人
 ●内容 パソコン(ワード・エクセル・パワーポイント)の基礎技術を習得し、資格習得を目指す。
- 募集期限 6月30日(金)
 ●訓練期間 8月1日(火)～10月31日(火)
 ●経費 テキスト代 (10,152円程度)
- 場所 (株)インターネッツ (熊本市中央区九品寺)
- ②【パソコン実務科】
 ●対象者 身体(内部)、精神、発達、難病。
 ●定員 10人
 ●内容 パソコン操作・ソフト(ワード・エクセル・パワーポイント)の基礎、応用技能の習得。
- 募集期限 6月30日(金)
 ●訓練期間 8月1日(火)～10月31日(火)
 ●経費 テキスト代 (5,832円程度)
- 場所 (有)システムランド (熊本市中央区紺屋今町)
- ③【パソコンスキルアップ基礎科】
 ●対象者 身体(聴覚・視覚・上下肢・内部)、知的、精神、発達、難病、高次脳機能障害。かつ、仕事をしている人。
 ●定員 10人
 ●内容 初心者を対象に、事務などで必要なパソコン操作の習得。
- 募集期限 6月30日(金)
 ●訓練期間 8月1日(火)～10月31日(火)
 ●経費 テキスト代 (火・木の午後6時～午後8時)



税

平成29年度国民健康保険税についてのお知らせ

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

納付書の郵送について

年間保険税額を6月から平成30年1月までの8期に分けた納税通知書を、6月中旬に郵送します。

また、年金から保険税が天引きされている人については、10月以降の決定金額を記載した通知を郵送します。納税通知書にはその世帯の国民健康保険加入者の氏名が記載されています。勤務先の社会保険などに加入している人が記載されている場合は、国民健康保険からの脱退の届出をしていない可能性があります。

必ず確認をお願いします。

なお、年間の保険税額決定後に同じ世帯の国民健康保険の加入者に異動(社会保険への加入や転出など)があった場合は、その都度、変更後の納税通知書を郵送します。

※納税通知書には期別ごとに納入期限が定めてありますので、納期までの保険税納付にご協力をお願いします。

半壊以上の被害を受けた世帯に対する保険税の減免が延長されます

国民健康保険税の減免が、平成29年度の上半期分まで延長されます。

●減免対象

・平成28年度に居住する住宅のり災区分が半壊以上と判定された人(平成28年度の保険税の減免を受けた人については減免後の納税通知書を郵送しますので、特別の申請は不要です)。

なお、新規で半壊以上のり災証明が発行された人には、減免の案内を郵送しますので、郵送された案内の期限までに申請書の提出をお願いします。

保険税負担軽減の対象となる人の範囲が拡大されます

国の定める所得基準を下回る世帯については、均等割額と平等割額を軽減する制度があります。

- ※均等割額……被保険者一人一人にかかる金額
- ※平等割額……1世帯ごとにかかる金額

軽減については3つの区分(7割軽減・5割軽減・2割軽減)に判定されますが、平成29年度から2割軽減および5割軽減の所得基準が見直され、軽減の対象となる人の範囲が拡大されます。

ただし、所得の申告がない場合は、基準を下回るかどうかの判断ができなため軽減対象となりません。平成28年分の申告をお忘れの人は税務課で住民税申告を行ってください(所得税が課税される場合は菊池税務署で所得税申告をお願いします)。

保険税軽減基準額

| 区分 | 判定の基準となる世帯主と被保険者の前年所得合計額 | |
|------|--------------------------|--------------------------|
| | 平成29年度(見直し後) | 平成28年度 |
| 7割軽減 | 33万円以下の世帯 | 33万円以下の世帯 |
| 5割軽減 | 33万円+(被保険者数×27万円)以下の世帯 | 33万円+(被保険者数×26万5千円)以下の世帯 |
| 2割軽減 | 33万円+(被保険者数×49万円)以下の世帯 | 33万円+(被保険者数×48万円)以下の世帯 |